

清水町議会が実施する各団体との意見交換会・出前講座実施要領

令和8年6月1日（月）議会運営委員会

令和8年6月1日（月）全員協議会

第1 目的

次の目的を達成するため、町民からの要請に基づく各団体との意見交換会及び出前講座を実施する。

- (1) 各団体との意見交換会は、議会が町民と情報や課題を共有し、意見交換することにより、町民の意思を議会活動に活かすことを目的とする。
- (2) 出前講座は、議会が町民に対して、直接、議会の役割や仕組み、活動等を説明することにより、町民の議会及び議員の活動に対する理解や関心を深め、開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。

第2 対象

各団体との意見交換会及び出前講座（以下「各団体との意見交換会等」という。）の実施を申し込むことができる者は、町内に住所を有する者又は通勤若しくは通学するおおむね5名以上の者で構成された団体、グループ（以下「団体等」とする。）とする。ただし、政治団体、宗教団体、反社会的勢力と関係のある団体を除く。

第3 実施

議長は次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認められるときは、各団体との意見交換会等を実施するものとする。

- (1) 第8の規定による申請があったとき。
- (2) 常任委員会又は議会運営委員会から実施の要請があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

第4 実施内容

1 各団体との意見交換会等の内容は以下のとおりとする。

(1) 各団体との意見交換会

①町政に関する課題について。

（団体等が申し込みにあたり、希望する意見交換のテーマを申し出る。）

(2) 出前講座

①議会の役割及び仕組みについて。

②議会の運営について。

③議会改革の取組みについて。

④前各号に掲げるもののほか、議会に関すること。

- 2 各団体との意見交換会等の実施を申し込む団体等（以下「**申込団体**」という。）が、申し込みにあたり、上記 1 の（1）及び（2）の実施内容を選択する。

※（1）又は（2）のうち 1 つのみの実施内容、（1）及び（2）の両方の実施内容を合わせて実施することができる。（1）及び（2）の実施内容の両方を合わせて実施する場合、（1）及び（2）の実施内容の時間配分を申し込みの際に伝える。

第 5 出席議員・講師

- 1 各団体との意見交換会への出席議員は、議長及び議会運営委員会委員を原則とする。ただし、議会運営委員会において、意見交換会の規模、内容、申込団体の意向等の状況から、必要と認めるときは、各号に掲げるものの中から、出席議員を決定することができる。
 - （1）全議員
 - （2）議題に係る常任委員会等に所属する議員
 - （3）出席を希望する議員
 - （4）議長が必要と認める議員
- 2 出前講座の講師は、議会運営委員会において、議会運営委員の中から選定するものとする。
- 3 各団体との意見交換会等への議員の出席は、議員派遣の取り扱いとする（通常、派遣議決を受ける必要があるが、実施については町民の申し込みによるものであるので、あらかじめ派遣議決を得ることができないときは、「緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる」旨を適用する）。

第 6 開催日時及び場所

- 1 各団体との意見交換会等の開催日時は、月曜日から金曜日まで（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる日を除く。）の午前 10 時から午後 9 時までの 2 時間以内（※団体との意見交換会と出前講座を併せて実施する場合は、その合計時間が 2 時間以内）とする。ただし、議長が認めたときは、この限りではない。
- 2 各団体との意見交換会等の実施場所は、町内に限るものとし、当該開催場所の確保については、申込団体が行う。
- 3 申込団体の申し込みにあたって、清水町役場 3 階（議事堂、委員会室を）の使用の希望を申し出ることを可能とする。

第 7 費用

- 1 会場の使用料等は、申込団体の負担とする。ただし、清水町役場 3 階（議事堂、委員会室を）で開催する場合は、無料とする。
- 2 出前講座の講師の派遣に係る費用は、無料とする。

第 8 申請及び決定

- 1 申込団体は、「清水町議会各団体との意見交換会等実施申込書（様式第 1 号）」に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。
 - （1）出席予定者名簿

(2)その他議長が必要と認める書類

- 2 議長は、前項の申込みを受けたときは、第3の規定によりその内容を審査し、各団体との意見交換会等の実施を決定したとき、「清水町議会各団体との意見交換会等実施通知書（様式第2号）」により、申込団体に通知するものとする。
- 3 議長は、前項に規定により実施の決定をする場合において、必要な条件を付することができることとする。

第9 実施の制限

議長は、第8の規定にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、各団体との意見交換会等を実施しないものとする。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2)政治、宗教又は営利団体がその目的達成のために行う集会及び催しに係るものと認められるとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、議長が不適当と認めるとき。

第10 運営

- 1 各団体との意見交換会等については、議会の活動として実施することから、司会等の進行は、議会が行う。
- 2 各団体との意見交換会等の運営、進行方法等については、申込団体の要望に沿うようにし、申込団体と清水町議会と協議して決定する。
- 3 意見交換会における司会進行者及び記録者の役割は、議会運営委員会で決定するものとする。
- 4 出前講座の実施にあたっては、あらかじめ標準的なテキストを作成し、実施する際には、参加者へ配付する。

第11 議員の責務

- 1 各団体との意見交換会等の実施目的に鑑み、町民の意見・要望の聴取に努め、より多くの町民が発言できるよう配慮する。
- 2 議会全体に対して、町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと。
- 3 議員個々の見解を求められた場合は、政策形成過程の事項等に限り、司会進行が所要の時間を考慮の上、発言が特定の議員に偏らないように対応する。

第12 町民への周知（募集）

各団体との意見交換会等の実施募集の周知方法は、議会だより、町議会のホームページなどを活用して、町民へ周知する。

第13 記録及び公表

- 1 各団体との意見交換会等の記録は、要点記録とし、記録者がまとめるものとする。
- 2 終了後、全議員で反省総括を行い、結果の概要は、議会だより、町議会のホームページに掲載する方法により公表することに努める。

第 14 議会活動への反映

意見交換会で提出された町政に対する要望、提言等は、次のとおり処理する。

- (1)議会運営委員会で所管する委員会へ振り分ける。
- (2)所管する委員会で協議、調整する。
- (3)全員協議会で協議、調整する。
- (4) 意見交換会で提出された町政に対する要望、提言等は議会活動への反映が目的であるが、必要なものは、議長から町長へ情報提供する。

第 15 その他

公平性確保のため、同一団体の実施は、年度につき 1 回とする。

第 16 補則

この要領に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、議会運営委員会で協議して定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 関係）

清水町議会 各団体との意見交換会等実施申込書

令和 年 月 日

清水町議会議長 宛

団体名 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

各団体との意見交換会等実施について、清水町議会が実施する各団体との意見交換会・出前講座実施要領第 8 の規定により次のとおり申し込みます。

実施内容	希望する実施内容の右の欄に「○」を記載してください。 (1) 団体との意見交換会 ①町政に関する課題について。 ※希望する意見交換のテーマを、下記に記載してください。 () (2) 出前講座 ①議会の役割及び仕組みについて。 ②議会の運営について。 ③議会改革の取組みについて。 ④前各号に掲げるもののほか、議会に関すること。 ※ (1) 及び (2) の実施内容の両方を合わせて実施する場合、(1) 及び (2) の実施内容の時間配分を、下記に記載してください。 ()
希望日時 (月曜日から金曜日まで (年末年始、休日を除く)の午前 10 時から午後 9 時までの 2 時間以内)	第 1 希望 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 第 2 希望 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
出席予定人数	_____人
会 場 (会場は、町内に限ることとし、申込団体が開催場所の確保と使用料等の負担を行う(役場で開催する場合は除く)。	希望する会場の右の欄に「○」を記載してください。 () 清水町役場 3 階(議事堂、委員会室を)の使用を希望 () 清水町役場以外の会場を希望する。下記に会場名を記載してください。 ()
備 考	

添付資料 (1)出席予定者名簿、(2)その他

様式第2号（第8関係）

令和 年 月 日

団体の名称 _____

代表者 _____ 様

清水町議会議長

清水町議会 各団体との意見交換会等実施通知書

____年____月____日付で申込みのありました各団体との意見交換会等の実施については、次のとおり決定しましたので、清水町議会が実施する各団体との意見交換会・出前講座実施要領第8の規定により通知します。

実施内容	希望する実施内容の右の欄に「○」を記載してください。	
		(1) 団体との意見交換会 ①町政に関する課題について。 意見交換のテーマは下記のとおり ()
		(2) 出前講座 ①議会の役割及び仕組みについて。 ②議会の運営について。 ③議会改革の取組みについて。 ④前各号に掲げるもののほか、議会に関すること。
	※実施内容の時間配分等は下記のとおり ()	
実施日時	____年____月____日（____曜日） 午前・午後____時____分から 午前・午後____時____分まで	
会 場（町内に限る） （会場は、町内に限ることとし、申込団体が開催場所の確保と使用料等の負担を行う（役場で開催する場合は除く）。	希望する会場の右の欄に「○」を記載してください。	
		清水町役場3階（議事堂、委員会室を）を使用
		清水町役場以外の会場（以下のとおり）。 ()
議会の出席予定者		
備 考 （実施の条件等）		